

# 特定最低賃金の適用業種及び適用除外業務

各最低賃金の適用業種(平成19年11月改定 日本標準産業分類番号)	適用除外業務
<p><b>福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業</b></p> <p>① 化学繊維製造業 (E1112)            ② 綿紡績業 (E1114)            ③ 化学繊維紡績業 (E1115)            ④ 毛紡績業 (E1116)            ⑤ その他の紡績業 (E1119)            *E1111製糸業、E1113炭素繊維製造業、E1117ねん糸製造業(かさ高加工糸を除く)及びE1118かさ高加工糸製造業は除かれます。</p> <p>⑥ 織物業(ただし、E1125細幅織物業を除く) (E112)            ⑦ 染色整理業 (E114)            ⑧ ①～⑦までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所            ⑨ 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①～⑦までに掲げる産業に分類されるものに限る)</p>	<p>●手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸繰り、糸巻き、糸継ぎ、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもどし、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業務</p> <p>●賄い、湯沸し又は下回りの業務</p>
<p><b>福井県繊維機械、金属加工機械製造業</b></p> <p>① 繊維機械製造業 (E263)            (ただし、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く)</p> <p>② 金属加工機械製造業 (E266)            ③ ①～②までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所            ④ 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①～②までに掲げる産業に分類されるものに限る)</p>	<p>●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務</p> <p>●賄い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務</p>
<p><b>福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業</b></p> <p>① 電子デバイス製造業 (E281)            ② 電子部品製造業 (E282)            ③ 記録メディア製造業 (E283)            ④ 電子回路製造業 (E284)            ⑤ ユニット部品製造業 (E285)            ⑥ その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E289)            ⑦ 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 (E291)            ⑧ 産業用電気機械器具製造業 (E292)            ⑨ 電子応用装置製造業 (E296)            ⑩ 通信機械器具・同関連機械器具製造業 (E301)            ⑪ 映像・音響機械器具製造業 (E302)            ⑫ ①～⑪までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所            ⑬ 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①～⑪までに掲げる産業に分類されるものに限る)</p>	<p>●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め又は箱詰めのみ</p> <p>●賄い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務</p>
<p><b>福井県各種商品小売業</b></p> <p>① 各種商品小売業 (I 56)            ② 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る)</p> <p>※各種商品小売業とは、衣・食・住にわたる各種商品を小売し、いずれが主たる販売品目であるか判別できない事業所をいう。例えば百貨店、総合スーパー等が該当し、食料品や衣料品のみを小売する事業所は該当しない。</p>	<p>下欄の各産業共通の適用除外業務のみ</p>
<p><b>各産業共通の適用除外業務</b></p> <p>上記適用除外業務に従事する者のほか、次に掲げる者も、特定最低賃金の適用を除外されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限ります。)</li> <li>清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)</li> </ol>	